

知財紛争処理システム検討委員会（第9回）

日 時：平成28年3月22日（火）13:00～14:20

場 所：中央合同庁舎4号館11階 第1特別会議室

出席者：

【委員】伊藤委員長、岡部委員、上山委員、小松委員、東海林委員、高林委員、
豊田委員、長谷川委員、二瀬委員、別所委員、森田委員、山本（和）委員、
早稲田委員、渡部委員

【政 務】島尻大臣、酒井大臣政務官

【関係機関】法務省	鈴木昭洋参事官
特許庁	仁科雅弘企画調査官
最高裁判所事務総局	品田幸男行政局第一課長

【事務局】横尾局長、増田次長、田川参事官、北村参事官

1. 開 会

2. 報告書（案）について

3. 閉 会

○伊藤委員長 ただいまから「知財紛争処理システム検討委員会」の第9回会合を開催いたしたいと存じます。

本日は御多忙のところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、本委員会の取りまとめの会合でございますので、島尻大臣、酒井政務官が御出席でございます。

島尻大臣は、後ほどお見えになるということでございますので、まず初めに、酒井政務官から御挨拶をいただきたいと存じます。

どうぞよろしく申し上げます。

○酒井政務官 皆様こんにちは。皆様方におかれましては、大変にお忙しい中、本日もということでございます。御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げたいと存じます。

そして、これまでもう8回ということでございます。知財紛争処理システムの在り方について精力的に御議論をいただいて、本日の9回目ということでございますけれども、その結果の取りまとめということになっておると思います。

知財紛争処理システムの機能強化というのは、革新的な技術の効果的な保護を実現し、我が国のイノベーション創出につながると考えます。これは日本にとっては大変大きなことだと思えます。こうして8回にわたって御議論いただいたことを本当に改めて感謝を申し上げたい次第でございます。

本委員会の成果は、今年の知的推進計画の柱となるものでございますので、取りまとめに向けて、本日も活発な御議論をいただきますよう、心からお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 酒井政務官、ありがとうございました。

本日御出席いただいている委員の方は、座席表のとおりでございます。

それでは、早速でございますが、議題に入りたいと存じます。

前回御議論いただきました報告書の骨子案を基に、事務局に報告書案を作成してもらいましたので、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○北村参事官 お手元の資料ですけれども、まず資料1ですが、報告書の目次だけを取りまとめたものでございます。こちらは、会議終了後、公開したいと考えております。

資料の御説明については、資料2から御案内申し上げます。パワーポイントの「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について」であります。

1枚めくっていただきまして、「知財紛争処理システムの機能強化に向けた検討について」ということですが、既に御案内のとおりですけれども、知財推進計画2015、去年の6月に取りまとめましたこちらの計画には、知財紛争処理システムの機能強化に向けた検討ということで、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。あと、訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理シス

テムの利用を阻害しないよう、中小企業への必要な措置について検討するという事で記載をされております。

これに基づきまして、本委員会、昨年10月から8回開催させていただいて、本日最終回というところで、この日を迎えているというところでございます。

内容ですが、1枚めくっていただきまして、項目ごとに御説明申し上げます。

「証拠収集手続」であります。【現状と課題】のところにもございますが、特許権侵害の証拠は、被疑侵害者側に偏在しているという特殊性がございます。特に、侵害行為が侵害者側で行われる製造方法の特許等については、その立証が非常に困難であるという事情がございます。これについては、過去の法改正によって、特許法には書類提出命令など、民訴法の特則がいろいろ導入されておりますけれども、依然として不十分ではないかというような御指摘があります。その証拠収集手続の強化が必要であるというところでありますが、他方で、その証拠収集を出されたときの営業秘密保護にも留意する必要があるというところで検討をいただいております。

【考え得る方策】のところですが、本委員会の結論をまとめた出口案ということで、幾つか書いてございます。

まずは「査察制度の導入」であります。証拠調べにおいて、裁判所が選任した中立的な第三者の専門家が被疑侵害者に対して査察を行う制度について、具体的に検討するということでありまして、一方、当事者から出た証拠は、そのまま相手方にダイレクトに渡るということではなくて、裁判所が選任した第三者が査察を行うということで、営業秘密の保護にも配慮しながら、証拠収集手続の実効性が確保できるということが考えられるかと思っております。

その下ですが、「書類提出命令発令の容易化」であります。

書類提出命令がなかなか発令されないという御議論もありましたけれども、これが今よりも容易に発令できるための仕組みについて具体的に検討ということで、まず①として、具体的態様の明示義務、争点整理の段階で被疑侵害者が侵害行為を否認するときには、具体的にその態様を明示しなければいけないということで、義務規定がございますけれども、こちらが必ずしも十分履行されているわけではないこともあるということで、これが十分履行されなかった場合に、書類提出命令が発令されやすくなるような仕組みを導入してはどうかということでもあります。これによって、非協力的な被疑侵害者に対して、書類提出命令が発令されやすくなるという効果もたらされると考えております。

②としまして、書類提出命令に併せて、裁判官の職権などで秘密保持命令を発令できるようにするというものであります。書類提出命令も秘密保持命令も、いずれも現行の特許法には規定されているところではございますけれども、秘密保持命令は、基本的には当事者の申立てに応じて、裁判所から発令されるという性質のものでありますけれども、その書類提出命令を裁判所が発令する際に、それに併せて、その裁判官の職権などで発令できるようにするというのがこちらのポイントでございます。これによって、裁判官は、証拠

の必要性を重視して書類提出を命ずるか、営業秘密の保護を重視して書類提出を命じないかという判断をされているわけですが、秘密保持命令を掛けるという前提で書類提出命令の可否を判断できることにすれば、書類提出命令が今よりも発令されやすくなるのではないかと期待できるというアイデアでございます。

以上が証拠収集手続です。

次の論点「損害賠償額」ですが、その下のスライドになります。

【現状と課題】にもありますが、過去、平成10年特許法改正では、特許法第102条第1項に新たな算定ルールの導入をしたり、第102条第3項では、妥当な実施料相当額認定を可能とするための修正を行いましたけれども、まだ損害賠償額が十分でないのではないかと指摘もございました。

御議論いただいた結果ですけれども、【考え得る方策】に書いてございますとおり、まず、「通常の実施料相当額」を上回る額の算定の容易化、ということで、委員会の方向性としてまとめてございます。こちらは、損害額として、特許の最低限の価値である「通常の実施料相当額」に加えて、侵害行為を行っている場合に段階的に実施料率が高くなるビジネスの実態を踏まえて、填補賠償の範囲内で通常の実施料相当額を上回る額の算定をより容易にできるようにするための考慮要素を明確化することについて、具体的に検討するというものです。

イメージが右下の図にありますけれども、平時であれば、通常の実施料相当額、緑の高さの金額ですが、警告時あるいは訴訟時になるにつれて、収益可能性であるとか、誰にその特許権を使わせるかとか使わせないかとかという決定の権利といった諸々の実施料以外のところも特許権の価値に含め、それが毀損されているということで、それに応じたものを賠償してもらう。それは、あくまでも填補賠償の範囲内であるといった考え方であったかと理解をしております。

次の項目ですが、「通常の実施料のデータベース等の作成」であります。

こちらは、ビジネスの実態に即した通常の実施料相当額の認定をより容易にするため、最低限の通常の実施料相当額を裁判所が認定する際の基礎となるような、実態に即した通常の実施料のデータベース、あるいはガイドラインの作成について、具体的に検討するというものであります。こちら、なかなか高い額が認定されないという話がありましたけれども、裁判所の側からしても、やはりそれなりの証拠を出さなければ金額は認定できないということですので、こういったデータベースを作成することによって、実態に即した賠償額が認定されるようにというものでございます。

その下ですが、「実態に即した弁護士費用請求の容易化」ということです。これも上と似ておりますけれども、勝訴した権利者が実態に基づいて、弁護士等の費用を請求して、それが認容されるという適切な運用に資するように、弁護士費用のデータベース、ガイドラインの作成について検討するというものであります。こちらにつきましても、通常損害賠償額のざっくり1割ということで認定されているということですが、そこがより正確に、

弁護士費用として損害額に含めて認定されるようにということで、こういったことも検討するというごさいます。

以上が損害賠償額になります。

3点目、めくっていただきまして「権利の安定性」であります。

【現状と課題】にもありますが、特許権は、特許庁の審査、行政処分を経て権利付与されますけれども、その判断は必ずしも絶対的ではないということで、特許付与後に、特許庁、あるいは裁判所においてその有効性の有無を判断するという仕組みがごさいます。これについて、権利者と被疑侵害者との攻撃防御のバランスが被疑侵害者側に有利ではないかという御指摘もごさいました。

これについて【考え得る方策】ですが、委員会における御議論の結果として3つほど挙げてごさいます。

最初は、「特許庁への求意見制度等の導入」であります。技術的専門性が求められる進歩性判断等の特許有効性判断に際して、特許庁の意見を裁判所が参照できるようにする制度や権利の有効性を確認できる制度を具体的に検討するというごさいます。侵害訴訟において、その特許庁の意見も踏まえて、裁判所は、特に進歩性あるいは有効性について判断をしてくれるということで、そういったユーザのニーズに応えることができ、納得感が高まる制度になるのではないかとごさいます。

2つ目が「訂正の再抗弁の要件緩和」であります。こちらは、被疑侵害者が特許庁における手続を経ずに無効の抗弁を主張できることとのバランスを図る観点から、権利者が特許庁における手続を経ずに、訂正の再抗弁を主張できるようにするものごさいますけれども、現在、被疑侵害者が無効の抗弁を主張するときには、無効審判請求をせずともできる一方で、それに対する権利者側の反論として、訂正の再抗弁を主張できますけれども、これは特許庁への訂正審判の請求をしていなければならない運用がなされているごさいます。そこはバランスが悪いのではないかとごさいます。裁判所において特許の有効性ととも、訂正の可否についても一回的に解決されることが期待されるので、訂正による無効回避の主張がしやすくなるのではないかとごさいます。

最後に「確認的な明らかな要件の導入」の話がごさいました。特許権の有効性が推定されることを確認的に規定するための明らかな要件の導入について、是非を含めて具体的に検討するというものであります。

以上が権利の安定性になります。

その下の「差止請求権」ですが、こちらは標準必須特許の場合、あるいはPAE、いわゆるパテントトロールなどが権利行使をするごさいます際に、差止請求権を制限すべきかどうかという御議論がありましたけれども、こちらについては、当面は法改正による一律制限というごさいます。個々の事案に応じて、権利の濫用法理や競争法によって対応するごさいます。方向性を見たごさいます。

最後に「その他の論点」ですが、中小企業が利用可能な裁判費用保険の整備に向けた民間の取組の支援という点、あとテレビ会議システムの一層の周知、一層の情報公開、海外発信ということは方向性として挙げられているかと思えます。

以上が委員会を第8回重ねてまいりまして、具体的に検討を進めるべき事項ということでまとめたものでございます。

続きまして、資料3を御覧ください。報告書の本文になります。「知財紛争処理システムの機能強化に向けた方向性について（案）」とさせていただきます。こちらは、目次をめぐっていただいて1ページ目、2ページ目をごらんいただければと思いますが、項目ごとに整理、小括をさせていただいたものを順番にとじ込んでいるというものでございます。それぞれ段階ごとに整理をしておりましたので、全部そろえたときに、ちょっと文言とつながり、平仄が合わないというところは修辭的な修正をいたしております。

あと、個別には言及はいたしませんけれども、前回第8回の会合で、損害賠償額のところ、その他中小企業支援や地方の知財司法アクセス、この辺りで委員の皆様からいろいろ御意見をいただきましたので、そちらは本文の中に盛り込ませていただいております。

方向性のところで少し変更があったところのみ御紹介を申し上げます。

証拠収集手続のところは、特段の変更はございません。そのままでございます。

2つ目の損害賠償額のところですが、30ページを御覧ください。30ページの「方向性」のところですが、上から3つ目の「3項に関して」というパラグラフがございます。下から7～8行目ですが、これは元々「通常の実施料相当額を上回る損害額の算定の明文化」という言葉で前回は出してございましたけれども、そこをよりきちんと書いて、「実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化」と少し丁寧な書き方としております。そこが1点。

あと、31ページ目になります。「また」で始まっているパラグラフですが、こちらは利益の吐き出しの話が前回、いろいろ委員の皆様から御意見をいただきましたので、こちらを追記してございます。利益の吐き出しについて、それを正当化する根拠、要件などをどのように考えることができるかについて、引き続き検討するということが適当としております。いろいろ検討すべき論点はございますので、こういった整理とさせていただきます。

次は、「権利の安定性」のところですが、41ページの「3. 方向性」とございます。ここはちょっと変更がございます。まず、一番下から3行目あたりから「併せて」というパラグラフですけれども、これは整理、小括のときには、ここのところは技術的専門性の向上の話と、裁判所と特許庁との連携強化の話と、求意見制度の話、この3つがまとめて「具体的に検討を進める」と書いてありましたが、これは実はちょっと誤記でございまして、議論と本文ではこうはなっておりませんで、最初の2つ、技術的専門性の向上のところと、裁判所と特許庁との連携強化、ここは引き続き検討すると当初の本文ではなっていました。結論のところで違う書き方をしておりましたので、これは単純な修正ミスであります。

けれども、この度直させていただいて、求意見だけを具体的に検討を進めると直してあります。

42ページの一番上ですけれども、求意見制度等ということでまとめておりましたが、この「等」の中に含まれるものとして、権利の逐次安定化を図るための有効性確認手続というものが本文の中ございました。こちらは訴訟に至らなくても、何か権利の有効性確認手続というものがあってもよいのではないかという御議論だったかと思いますが、それを求意見「等」でくくるにはちょっと大き過ぎるかなと思ひまして、より丁寧に求意見と並べて書いております。2つとも具体的に検討を進めることが適当ということとしてございます。

次に、44ページになりますけれども、「差止請求」のところで、中ほどから少し下の「なお」というパラグラフがあります。こちらは公取のガイドラインの話がございました。御議論いただいたときは、昨年10月、11月頃でしたので、まだこちらのガイドラインは公表されていない段階でしたけれども、1月に公表されましたので、書きぶりを若干修正しております。

あと変更しているのが、最後の「その他」の49ページの「4. 方向性」になります。最初のパラグラフの中ほどですが、印紙代の話が少し出ましたので、印紙代に関し、平成16年の見直し以降でさらに見直すべき立法事実があるかについて検討するとともにというところを若干加筆してございます。

その少し下ですが、「また」という文章ですけれども、訴訟費用保険の整備の話、こちらも前回いろいろ御議論いただきまして、検討をサポートすべきではないかと思われまので、訴訟費用保険の整備に向けた民間の取組の支援について具体的に検討を進めることが適当ということで加筆をしております。

あともう一点、その下のパラグラフですが、テレビ会議システムの2～3行目ぐらい、当初は双方が遠隔地にいる場合に、書面による準備手続に付すことで十分対応できるか等についてということで、こういった話も少し出ましたので、引き続き検討するというところで加筆をしております。

内容が変わったところは今、申し上げたところです。

あともう一枚めくっていただいて、51ページになりますが、今の報告書全体の中から、「具体的に検討を進めることが適当な事項」ということで、別紙として抜き出してあります。これが51ページ目です。こちらに書いてある内容は、先ほど、資料2のパワーポイントで説明したものと同一内容ということでございます。

具体的にということではないのですが、運用その他期待されることというのが本文中にいろいろございましたので、それを52ページに「期待される事項」ということで、「(参考)」に載せてございます。

1枚戻って、50ページの「おわりに」というところですが、結語が書いてあるのですが、この2つ目のパラグラフ、本報告書で示した方向性を具体化するため、検討結

果を踏まえて、関係機関において適切な措置を確実に実施することが求められるとともに、その対応状況を適切にフォローアップすることが必要であり、当該措置は有効かつ適切に機能しているかを検証した上で、必要に応じてその見直しを行うことが適当と記載をしてございます。本委員会における議論はこれで終わりですけれども、その後のフォローアップについてもきちんと注視していくということでこのパラグラフを入れているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長 これまで各回で小括として作成いたしました整理案を基に、前回の御議論を踏まえまして、ただいまの説明がございました報告書（案）を作成いたしました。この報告書（案）について、御意見のある方は御発言をお願いできればと存じます。

それでは、小松委員、先にお願いたします。

○小松委員 全体の方向性については、この委員会で御議論されてまとまったことなので、今さらとやかくは申し上げません。1つ、大阪弁で言ったらまだ柔らかいかなという用語の使い方の問題がありまして、実はこの報告書の中に、最近、若い人がよく使う「この点」という接続詞の使い方が出てきまして、とある元裁判官の人が「これは日本語と違うんじゃないか。公用文にはこんなの使わへんで」といってどこかで指摘していらしたので、一度御検討いただけたらと思います。ロースクールでも、私も若い子がみんなこの「この点」を使っていて、あえて文句は言っていないのですけれども、普通は余り使わないのではないかなと。だから、きちっと「しかしながら」とか、そういう公用文風なものに改めるべきかと。これは形式の話で申し訳ございません。人のせいにしておきます。

それから、細かいことになって恐縮なのですが、まず、6ページの以下のところで、ドイツの査察制度について、7ページの下から7～8行目にドイツの実体法では情報請求権があるけれども、日本はないとか、

○伊藤委員長 どちらですか。本体ですか。

○小松委員 本体です。パワーポイントはではない方です。資料3の方です。恐れ入ります。

6～7ページにかけての証拠収集の関係で、7ページの下から7～8行目にドイツの実体法上の情報請求権があるけれども、日本はないよというところがずっと出てくるわけですが、制度として、国際的な調和を図りましょうと。日本になくて外国にある制度だったら、それは検討すべきではないか。ただし、アメリカのディスカバリーはちょっとひどすぎるねということでみんな議論をされたと思うのです。ここでドイツの話ばかり出てくるものですから、やはりフランスの制度でかなり対応されておる。あるいはイギリスでもあると。特に提訴前の証拠収集のこともあるので、もうちょっと他へも気を遣った御配慮をいただけるとありがたいなど。方向性は別に構わないのですけれども。

それと、同じく8ページで、真ん中あたりに「・濫用の防止の手段について」で、仮処分として整理して担保を立てるべきと私が言ったりしたのですけれども、担保の算定が非

常に困難であるという、これではと決定してしまっているのです。しかし、基本的に仮処分であっても、どの制度であってもそもそも担保を幾ら立てるのかというのは困難なわけですね。それとも制度が存在している。

それから、関税法の69条の15というのがありまして、これは輸入禁止の場合に、当事者がごちゃごちゃもめると、いわゆる担保を供託する、場合によれば追加供託という制度もあるわけですね。だから、理由として担保の算定が非常に困難だということで決定してしまうだけでは、何かちょっと弱いなど。では、どう書けばいいのかというのはあるのですけれども、ちょっとそれを思いました。

それから、余り細かいのは省きますけれども、46ページの最初から10行目ぐらいの(1)の2行目ですけれども、我々弁護士から読んだときに「えっ」とちょっとびっくりしてしまう文章になっているのではないかと。「訴訟手続は、弁護士の能力次第で結果に差が出るものであるが」と、これだけで終わっていて、という指摘があるというところにつながるとは思うのですけれども、そんなことを言っても筋の悪い事件はしょうがないではないかとかいうこともありますので、ちょっとここは工夫していただきたいと思います。

それから、同じく47ページの真ん中より下の②の「弁護士費用を中心とした裁判費用の項目ですけれども、弁護士費用は、知財訴訟はタイムチャージになることが多いことから、印紙代と比べると一桁から二桁高いとの指摘」があると。確かにこういう御発言を委員の中からいただいたのは事実なのですけれども、正直、私の感覚からすると、こんなの聞いたことない。通常の着手金が100万円なのに1億円になると。だから、これを残されるのだったら、「何々という場合があるという指摘もある」にするか、「これは1桁違う場合もある」か、そのまま位置するのではなくて、工夫していただけた方がありがたいなと思っております。

あと、細かいのはあるのですけれども、そんなところでございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ただいま御指摘の点、5点ほどかと思いますが、何々との認識がある、あるいは、そういう指摘があるということですので、それはそういうことかと思いますが、ただ、それにしても誤解を生じかねないようなものであるということが、この場の各委員の認識として共有されるのであれば、それを踏まえて事務局と相談して、表現ぶりについては、より適切なものがあるかどうかを検討いたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方、お願いいたします。

上山委員、どうぞ。

○上山委員 事実誤認が広まるといけないので、小松委員の弁護士費用のご説明をフォローしておきたいのですけれども、大企業から委任を受ける場合は、タイムチャージの方が多いのだろうと思います。これに対して、中小企業、これは上場しているような会社もそ

うですけれども誰が聞いても名前を知っているとまでは言えない程度の企業から依頼を受けた場合で、そもそも勝ててもそれほどの賠償金額が期待できないという一方で、タイムチャージでやって、得られる賠償金の何倍も弁護士報酬をいただくということは、聞いたことがありません。それは私も全く同感です。タイムチャージでやると弁護士報酬がどんどん膨らむおそれがあるので、そのようなケースでは着手金、報酬金でやっている方が多いだろうと思います。ですので、これはどういう場合にはどういう傾向があるという問題だと思いますので、そこら辺が読み取れるようにしていただければと思います。

○伊藤委員長 分かりました。

ただいまの点につきましても、先ほど小松委員から御指摘があった点と同様の取扱いでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)。

○伊藤委員長 それでは、他の委員の方、お願いいたします。

岡部委員、お願いします。

○岡部委員 102条3項について、ビジネスの実態を踏まえて、段階的な損害賠償額を認めていくと。元々の通常というものがなくなったのに、どうも裁判の実態はそういうことになっていないようだということが反映されました。これには大変期待をしておりますし、良い改正になるのではないかと期待しておりますけれども、これを認めていただいた背景に、弁理士会が提出したレポートがあったのではないかなと自負しているところでございます。この問題を更にフォローしていくためには、もう少し裁判の実態を迫りかけていかなければいけないと思うのですけれども、弁理士会としても努力はこれからも続けるつもりですが、何かずっと議論を見ていても、ちょっと統計といいますか、数字に基づくといった議論が足りないような気はちょっといたしました。そこで、どこがやるのか、特許庁がやるのかよく分かりませんが、知財訴訟の実態について、継続的にフォローして、データが示せるような形をとっていただくというのではないかなと、これは提案でございまして、思う次第でございまして。

よろしく御検討ください。

○伊藤委員長 分かりました。

審議の途中でございますが、島尻大臣が御到着されましたので、大臣から御挨拶をお願いしたいと存じます。

○島尻大臣 せっかく審議が続いているところを割り込む形で大変恐縮でございまして、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

委員の皆様には、この委員会におきまして、大変活発に御議論いただき、誠にありがとうございます。本日ももう年度末にかかるところで、大変お忙しいところ、大変恐縮でございまして。

この知財紛争処理システムの機能強化につきましては、安倍政権が掲げる成長戦略の一環でございまして、今年1月の産業競争力会議で決定されました「成長戦略の進化のため

の今後の検討方針」にも盛り込まれた事項でございます。

皆様方には、知的財産を活用したイノベーションの創出という大きな視点から、原告と被告側の両方のバランスを考慮しながら、とても建設的な御議論をいただいております。さらには、今回第9回ということで、かなり活発に行っていただいているということでございます。今日ある程度の締めくくり、取りまとめにかかるということでございますので、まだ審議の途中とお聞きをしておりますので、最後までよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 島尻大臣、ありがとうございました。

それでは、審議を続けたいと思いますが、先ほどの岡部委員からの御提案、実態の調査を継続的に続けるべきであるということにつきまして、他の委員の方で御発言はございませんでしょうか。

渡部委員、どうぞ。

○渡部委員 すみません。私は、1回だけ出て、あとはなかなか出られなくて、ほとんど貢献できていないのですけれども、まとめていただいた内容については適切だと思いますのと、今、実態調査という話もございましたので、直接関わるかどうかは別として、私のところで行っている実証分析のご紹介をします。日本、それから中国、米国の損害賠償額が出ている裁判、全部で900ぐらい集めまして、統計分析をした結果がございまして。参考までにその話をさせていただきますが、認容額に関しては、これも多分こちらの資料にも出ていたと思うのですが、米国と日本では平均値としては1.5桁ぐらい小さいです。それから、日本と中国は、平均値を見ますと2桁ぐらいです。そういうものについて、どういう要素が統計的に影響しているのかということ調査したものです。

まず1つは、様々な特許の特性、あるいは裁判で何人弁護士を使っているかとか、そういうものはパラメータとして入れられますので、そういうものを全て含めて、モデルとして認容額がどの程度説明できるのかということと言いますと、日本は大体全体の分散の中の30%、中国が20%、米国が40%ぐらいです。そういう意味では、モデルの当てはまりが良いということは、予見可能性が良いかどうかということと関係しています。ただし、米国については、弁護士、代理人がすごく効いてしまいます。したがって、その部分が少しかさ上げされて40%になっているということでもあります。

さらに、一般的に3倍賠償ですね。Willfulが効くと思われていますが、日本と米国等の比較で言いますと、Willfulがあるかどうかというのは、実はそれほど大きな要因ではありません。

それからもう一つは、先ほどのモデルの当てはまりで言いますと、ベンチの裁判とジュリーの裁判ですね、陪審員の裁判。これは陪審員の裁判はモデルの当てはまりが悪いです。予見可能性が低いです。その段階でWillfulが非常に効いているという構造になっていまして、日本との関係でいってそういうところを、Willfulをいじるとかということは本質的には実はなくて、認容額を上げている原因は、アメリカの場合は、特に経済的価値と思わ

れているものをより評価をしているように見えます。日本の場合は、技術的価値、これはちょっと専門用語で何を代理変数としているかということの説明しないと正確でないのですけれども、そういうことからして、今回の結論に関係していれば、どこをいじればいいのかというところで言いますと、先ほど損害賠償額のところで、この通常の実施料相当額に加えて、収益可能性等が加わるべきだという考え方は、実は日本とアメリカの差を埋めるような方向には合致しているのではないかと思います。実は、これはもうちょっと会計学の専門家等でここの辺を少し詰めていかないと運用できないと思いますので、その辺は別途詳しい検討が必要かと思います。それが1点でございます。

もう一つ、これは今の分析とはちょっと別なのですけれども、求意見制度を設けるということ、技術的知見をどういうふうに反映させるかという点についてですけれども、これは非常に重要なことであると思うのですが、一方で、この中にも書いてあったのですけれども、先ほど、修文があったのですが、専門委員制度とか、調査官制度だとか、技術的知見をいかにして入れていくかというところの話と、この求意見制度を入れるか入れないかは別ですという最後まとめになっていたかと思いますが、全く別かということ、やはり関係しているということはあるかと思いますが、その点改めて、修文する必要はない、この形でよいとは思いますが、やはり引き続き検討というところは、「関連しているもの」として検討していただく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○伊藤委員長 具体的に検討を進めるべき事項、また、引き続き検討する事項に関して、貴重な御提言をいただいたものと理解いたします。

それでは、他の委員の方で御発言がございますでしょうか。

高林委員、お願いします。

○高林委員 この52ページの（参考）「期待される事項」というところの重みというものがどの程度のものなのか、私はちょっとよく分からないのですが、ここが一番最初に証拠収集手続について、現行の訴え提起前の証拠収集手続の周知、利用例の共有というところだけが書かれております。一方、7ページを見ますと、本文の方では（a）の末尾のところですが、現行制度の周知、利用例の共有などを進めつつ、特許権侵害訴訟について現行制度が活用されない要因の分析、具体的改善策の可能性の検討を行っていくことが適当である、と書かれているわけです。これは、52ページの方ですと、その前段の周知と利用例の共有だけが書かれていて、具体的改善策の可能性の検討を行っていくというところは全く書かれていないわけです。このひな形として、1行で書かれたところだけを見ますと、周知と共有だけしかない。非常に弱まっているなど。前回、私は霧が晴れたような気がしたと申し上げたと思ったのですが、余り晴れていないなという気がいたしました。このようなまとめを参考として書く意味付けがそんなにないということならば、よろしいですけれども、あくまで別紙として具体的に進めることの次に参考があるわけですので、ややトーンが弱いのではないかなと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 この点は、事務局で何か説明はございますか。今の52ページの「期待される事項」と、7ページの本文の記述の間に、多少のトーンの違いがあるのではないかという御指摘ですが、局長、お願いします。

○横尾局長 今の点は、こういう整理にしています。これは検討すべきことは多々書いてあるのですが、それを全部書き出すととんでもないことになるので、それはあえて出していません。それで、ここの「期待する事項」は、直ちに実施してもらうべき事項を、運用を含め書き出したという意味があります。したがって、その上で更に検討すべきこと、引き続き検討することは、それを書くと膨大な量になるので、それは書かないで、具体的な検討だけ書きました。そういう整理であります。

○伊藤委員長 高林委員、いかがでしょうか。

○高林委員 何々をしつつ、進めつつ、最終的には検討すべきことだということなので、今、局長がおっしゃった趣旨は分かりましたが、この参考として、あるところだけを見ると、非常にトーンが弱いなという気がするということは、私の個人的な感想です。

○伊藤委員長 分かりました。

小松委員、お願いします。

○小松委員 今、高林委員がおっしゃったのと同じ意見でして、文章はどこを短く表現するのか、そこはお任せしますし、とやかく言う話ではないのですが、7ページの本文中に出てくるアンケートをとったりしても、この企業の半数近くが現行制度を認知していないと。だから、もっと周知しましょうという書きぶりになっているのですが、これは平成10年から施行されている制度なのですよね。だから、20年ほどたって、弁護士も常に訴訟制度を利用している中で使われてきていなかったのも、正直な感覚として周知すべきという問題をここで出すべきなのか。やはり高林委員がおっしゃるように後ろにでてくる利用されない要因の分析ですよね。そちらの方が大事ではないかなとちょっと思うものですから。委員長は超プロでいらっしゃいますので、ちょっとそんな感想を。

○伊藤委員長

委員の皆さん、この点に限らず御意見があるかと思いますが、全体の取りまとめということでは、こういう表現になっておることを御了解いただければと思います。ただ、表現に関しましては、より適切な表現があれば、それはまた検討いたします。

ありがとうございました。

森田委員、お願いします。

○森田委員 先ほどの質問と関連があるのかもしれないのですが、51ページの具体的な検討を進めることが適当な事項というのが、私の理解だけが不足しているのかもしれないのですが、これはこの委員会としてまずは具体的な検討を進めるということで取り上げられた項目がリストアップされているということで、必ずしも次の委員会か何かでこれを法改正しなさいということが前提にあるということ、そこまでは言っていないという理解でよろしいのでしょうか。

○伊藤委員長 事務局お願いします。

○北村参事官 次のことは特にどこにも書いてはいないですけども、知財本部の検証委のその場での議論ですので、当然ここでの内容は推進計画に反映されていきます。推進計画に反映されるということは、そのまま担当府省に、その業務が落ちていくということになりますので、この方向で各関係府省には検討していただく。具体的にと書かれたところについては検討していただくということになるかと思えます。

○森田委員 検討の結果として、ある部分は法改正になるかもしれないけれども、ある部分は現状の運用のプラクティスの向上、あるいは連携、宣伝効果、そのあたりで落ち着くかもしれないというところなのではないでしょうか。

○伊藤委員長 北村参事官、どうぞ

○北村参事官 検討を進めることが適当ということですので、法改正の方向も含めて検討ということなのかなとは思いますが、最終的な結論まで必ずこうすべしということ、そこまではこの中では書いていませんが、そういう方向を志向しているという方向性だけは示しているということになるかと思えます。

○伊藤委員長 森田委員、よろしゅうございますか。

他にいかがでしょうか。

どの点でも結構でございます。また、今後のことに関しましても何か御意見がございましたら、御遠慮なく承りたいと存じます。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員 1つ前に戻って、確認なのですけれども、先ほど局長の意見を（参考）「期待される」というのは、法改正とか制度改正ではないのだけれども、運用面で改善若しくは変更が期待される内容を記載していると。したがって、それは場合によれば明日からかも分からないし、それぞれ当該の運用するところの状況に併せて、運用面での変更を期待していますよというものが書かれていると理解してもよろしいですね。ということで言うと、高林委員の訴え使用例の共有というのが、下手に書くことによって、何かトーンダウンしているというのだったら、むしろやめたほうがいいのではないかなと。それは本文に書いてあるのだと。ここはあくまで運用面で期待されることを期待していると。例えば、昔私が言ったように、証拠収集で、訴訟指揮における何か運用面を期待するとか、そういうものを書かれているのであって、その周知利用は小松委員の意見を借りると、そんなのは10年前の話だというのだったら、いっそ削除してしまう方が、ここの位置付けはものすごくはっきりなるのではないかなと私は思います。

○伊藤委員長 御指摘の趣旨は、私なりに理解できるので、どうしますか。少し検討させていただきますか。

○横尾局長 そうですね。事務局的には、極めて善意で書いたつもりだったのですが、確かに御指摘のことはあるかもしれませんね。ちょっとその方向で考えたいと思えます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

本日は、山本敬三委員は御欠席でございますが、学界から山本和彦委員が御出席いただいておりますので、感想でも結構ですし、あるいは今後のことに関してでも結構でございますので、何か発言がございましたら、お願いいたします。

○山本（和）委員 ありがとうございます。

全体的な報告書の趣旨は、私は大変良かったのではないかと考えています。

最初の会合で発言させていただきましたが、私のような民事訴訟法の研究者から見ると、この特許訴訟というのは、民事訴訟の問題点について、そこを改革していく一つの共闘派と言いますか、あるいは突破口と言いますか、そういうことを期待しているということで、しかし、他方では民事訴訟手続全体との整合性ということもあるので、そのぎりぎり飛べるところを図っていくということはなかなか難しいところではあるのですが、飛べる範囲でぎりぎりのところまで飛んでいただきたいという思いを持っておりまして、そういう意味では、今回の報告書というのは、それを適切に図っていただいているのではないかと。もちろん個人的にはもう少し飛んでもいいのではないかと知らないところもなくはありませんけれども、それはもちろん全体の皆さんの御議論の結果ということでありまますので、全体としては良い報告書ということになっているのではないかと考えております。

1点だけ具体的なことですが、中身に関わることでは余りないのですが、前回、この知財についての弁護士費用保険について、私、発言させていただいて、それを報告書の中身として取り上げていただいたということが大変ありがたく思っております。その後、法律雑誌を見ると、どうも中国では、かなり熱心に知財制度と中国では専利と呼ぶようですが、その専利保険制度の推進のプロジェクト、パイロット事業というのをかなり政府を上げてやっておられるという紹介を目にしました。今後の検討においては、そういう諸外国の制度、ただ、その報告によると、中小企業との関係では、なかなかまだ普及していない、必ずしもうまくいっていないという評価がされているようでありますが、そういう諸外国の状況、あるいは問題点、どこを変えていけばよいのかということも含めて、今後どこでどういう検討がされるかは存じ上げませんが、引き続き検討をしていただければと考える次第であります。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

他の委員の方で、御発言がございましたら、どうぞ。

上山委員、お願いいたします。

○上山委員 52ページの「期待される事項」の損害賠償額のところですけれども、ここには102条の1項、2項についてのみ記載されていますけれども、私の理解では3項についても現行法のもとでも交渉の段階に応じた、実態に応じた金額を認定できる、そういう法律になっている、そういうふうに解釈できる条文になっているはずだという議論であったかと思えます。したがって、この52ページのところの3項についてもそういった実務の実態を踏まえて、適切な運用がなされることを期待するというところを含めてはいかがかと思

ます。

○伊藤委員長 ただいま上山委員から、期待される事項の一つとしても102条3項の問題について取り上げるのが適当ではないかという御意見がございましたが、この点に関しては他の委員の方で、何か御意見はございますでしょうか。

具体的に検討を進めることが適当な事項の一つとして挙がっておりますが、その関係を調整する形でしかるべき表現ができれば、御提言のように検討してみたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今回は最終回ということになりますので、大変恐縮でございますけれども、本日まで御発言のない方にも一言ずつでも結構でございますので、御発言をお願いしたいと存じます。

そういたしますと、東海林委員からということになりますか。よろしくどうぞ。

○東海林委員 東海林でございます。

今日を含めて9回にわたりまして、知的財産関係訴訟の実務の在り方、あるいは法改正につきまして、産業界、それから関係者団体を代表される委員の皆様から大変忌憚のない御発言、御意見、御示唆をいただきまして、裁判所としてもこの委員会に参加できたことについて本当に感謝申し上げたいと思っております。

この委員会を通じまして、様々な正確な統計資料から委員の皆様の忌憚のない御発言をいただきまして、裁判所といたしましても、我々の行っている事件の運用が客観的にどのように受けとめられているのかということにつきましてもいただいた非常に多くのご示唆を裁判所の方に持ち帰りまして、これを機会に更に透明性、それから納得性を高められるような運用というものがどういうものであるのか、どうあるべきなのかということをご真摯に考えていきたいと思っております。

この委員会を通じまして、結果的には裁判所の適切な運用に期待されるという御意見も多々いただいております。今、申し上げましたように、透明性と納得性を高めて、より産業界の皆様あるいは国民の皆様に信頼されるような裁判手続にしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

それでは、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 中小企業ということでこの会議に参加させてもらえて、非常に勉強になりました。最後にこの取りまとめということで、私は難しいことはわかりませんが、非常に良い方向に向かっているのだと思います。

1つ言わせてもらいますと、中小企業として、私の周りで経営者というか世代が変わっていく方が非常にたくさん見えるのですね。親がやってみえて、子供に変わる方もいますし、どんどん変わって、今は若い40代の方が変わっていく方がたくさんいまして、そういうふうな世代が変わっていく中で、もともとこの知財を会社の経営の根本としてやってきた企業が若手に変わったときに、この今の知財システムが訴訟も含めて分かりやすくなっ

ているか、若い人がこれで将来、この企業をやっぺいこうと思えるようなシステムになっていくことが、中小企業がこの後若手の経営者で会社を盛り上げていく、日本を盛り上げていくというふうにいけるようになることだと思いますので、この出てきたいろいろな各案とかいうのを早く進めていただいて、若い人が分かりやすくとか、変わっていく移行のときに、分かりにくいから2番手の新しいものをどんどん作っていく考え方ではなくて、後から着いていけばいいやという二番煎じにならないようなものにしていって、早目に改革していただきたいなという思いがあります。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

二瀬委員、お願いいたします。

○二瀬委員

この1年、本当にありがとうございました。法律のことはよく分からなかったのですが、現行法に照らすと、恐らくとんでもないことを何回か発言したのではないかなと、ちょっと反省しているのですが、その中で、経営者として肌で感じていることをお話しできるのが一番いいことなのかなと思ひ、いろいろお話しさせていただきました。

私どもの会社は中小ベンチャー企業なのですが、将来はもっともっと立派な会社にしていきたいと考えて、その戦略の大きな柱の中に特許があるわけです。特許を前面に押し出して、技術ベンチャー企業というのは育っていくと思うので、その力をそぐようなことのないよう力強く特許を守っていくような法律ができるといいなと思ひます。

今年1年、いろいろ勉強させていただきました、本当にありがとうございました。

○伊藤委員長 別所委員、お願いいたします。

○別所委員 恐らく弊社、本田は元ベンチャーということで、この特許制度の恩恵をうまく利用してきたのではないかなと理解しているところですが、今回の報告書を見させていただいて、今、基本的視点の第一に、利用者の視点と挙げられていて、何回かこの委員会の中で申し上げましたが、ここが原点であろうなと思っております。ただ、一方で、利用者の中には、この本報告書の44ページにPAEと書いてありますけれども、NPEと申しますか、パテントトロールと申しますか、こういったイノベーションに資するかどうかはなはだ疑問である主体があるということをお委員会でも申し上げてきた次第です。それが取り上げられているということで、大変ありがたいなと思ひます。

ただ、やはりいま一度ここで指摘しておきたいところがございまして、この44ページにも「PAEの定義や認定が困難である」と書いてあります。正にここが本質でございまして、彼らは大変クリエイティブで、あたかも自分が研究開発をしているかのように装いながら、名前を変え、訴訟を起こし、損害賠償金をTポケットからとっていくということを通常行っているわけですし、そういった輩に、日本の市場を開放する必要はないと強く思っております。今後の具体的に検討すべき事項の中でも、その点を踏まえて議論ができればなと期待しているところでございまして。

どうもありがとうございました。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

早稲田委員、お願いいたします。

○早稲田委員 半年間、いろいろと勉強させていただきまして、ありがとうございました。

特に、特許と訴訟というのは非常に難しいと思っております、証拠収集手続にしる、損害賠償額にしる、現状と課題でまとめられているように、知財という非常に見えにくい権利について、どういう形で訴訟の手続をしていくか、また、損害賠償額を認定していくかという非常に難しいのを集中的に議論させていただきまして、非常にありがとうございました。

特に、日弁連の知財センターとしましても、今年は特にこの証拠収集と損害賠償については、集中的に議論をさせていただいております、2月には東京地裁の知財部との意見交換会でもかなり裁判所からも率直にいろいろな御発言ないしは現状の開示をしていただきまして、そういう意味では非常に勉強になりましたし、また、それがいろいろところで公表されることによって、更に知財訴訟が分かりやすく、先ほど東海林委員がおっしゃったように、透明性がある納得感のある手続になるということを願っております。

このまとめの方向性の案は、こちらで議論されたものをまとめたものということで、私どもとしましては、もう少し先にいけば良かったかなという点もございますけれども、これはこの場での議論がそこまではいかなかったということで、このまとめについては、特に私の方では異論を挟むものではございません。先ほど、山本委員がおっしゃったように、保険についても現在かなり日弁連でも保険制度を広めていくということをしておりますので、ここに記載していただいて、さらに知財に関しても、知財の訴訟についても保険制度が適用になるように、こちらの方も制度設計をしていきたいと思っております。

1点だけ、先ほどの52ページの「期待される事項」なのですが、証拠収集手続で、①の現行の訴え提起前の証拠収集手続の周知利用例の共有について、これは落とした方がよいのではないかという御発言もあったのですが、私の方も直ちにこれがどうのこうのというのはないのですが、これを落としてしまいますと、訴え提起前の証拠収集について書いてあるところが、51ページ、52ページからなくなってしまいますので、これは残していただきたいなと私としては思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

既に御発言いただいた委員の方でも、なお御意見がございましたらお願いいたします。

小松委員、お願いいたします。

○小松委員 最後の機会ですので。ずっと大阪弁は私と豊田委員でやってまいりまして、多少皆様発言しやすい雰囲気になったのであれば、良かったなとは思っておりますけれども、全体について、当初、私は弁護士側で、日弁連あるいは弁護士知財ネットとしていろいろな議論をしてまいりまして、国際的な視点がもっと強く出たらなど、ここがひょっ

とすると山本和彦委員がもうちょっととおっしゃったのもそれかなと思ひまして、現行制度の中で、あるところをちょっとだけ前向きに進めましょうというのが全体の評価ではないかなと。たまたま私ども日弁連と弁護士知財ネットはミャンマーの支援をやっておりまして、法務省の法務総合研究所と、あそこは特許法もないのですね。多分5月か6月に成立するのではないかとされている。それが最高裁中心で、ものすごく燃えておられるわけですね。制度のないところだったら、思い切って何かできるのですね。ところが、我々はかなり充実した制度があるものですから、いろいろな議論があっても、問題点ばかり見えてくるというふうになると、何か正直、小松先生のところは日本で法制度の改革を考えているみたいですが、結局どうなったのかと、また5月に行ったときに言われそうですけれども、ちょっとだけ変わりましたとしか言いようがない。果たしてそれがいいのかといところは、我々の仕事ではないとは思いますが、いろいろ発信していただいて、各省庁で積極的に取り組んでいただくような御意見が出ればありがたいなど。要らぬことですが、そんな総括的な感想を持ちました。

○伊藤委員長 分かりました。この委員会の検討過程でも、国際的な視点、比較、あるいはさらに我が国からの発信については、何度か言及をいただいたように思いますけれども、ただいまの御指摘は誠にそのとおりと存じます。

他に御意見はございますでしょうか。

それでは、委員の皆様方からいろいろな御意見をいただきましたが、本報告書案の大きな方向につきましては、御異論がなかったものと存じます。

本日、頂戴いたしました御意見につきましては、事務局とも相談の上、報告書に反映したいと思いますけれども、最終的な報告書の取りまとめにつきましては、委員長でございます私に一任していただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、必要な修正を行った上で、本委員会の取りまとめとさせていただきたいと思ひます。また、取りまとめた後の報告書の公表につきましては、事務局と相談の上、対応したいと思います。

以上で、本日の審議を閉会といたしたいと存じますが、最後に島尻大臣と酒井政務官から一言お願いできればと存じます。

○島尻大臣 皆さん、本当に活発な御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。今後、この知財紛争処理システムの機能強化を次の知的財産推進計画2016の柱の一つとして位置付けまして、皆様の今日の一連の御検討の結果を反映していきたいと考えておりますので、また引き続き御協力いただければと思っております。

誠にありがとうございます。

○伊藤委員長 政務官、お願いいたします。

○酒井政務官 皆様本当に大変お忙しい中、そして9回にわたり御論議をいただきまして、

心から御礼を申し上げます。

先ほど皆様からの御意見をお聞きして思うのは、やはりこの基本的視点の第一、第二、第三というのがあります。皆さんからもお話がありましたけれども、中小企業を初めとして、日本はやはりこの資源のない国で生きていかなければならない。この特許というのは大変重要な問題だろうと思います。将来にわたって、これから若い人たちや子供たちがこの日本で生きていくには、この特許という化学イノベーションをしていく中で、新しい改革をしていくのが大変重要だと思います。そのときに、先ほどのお話の中であった法律の問題等があるのでしょうかけれども、国際的な分野をとすることを考えるならば、また次のときにその点もしっかりと御議論いただければありがたいなと思っております。

ありがとうございました。

○伊藤委員長 大臣、政務官、ありがとうございました。

(島尻大臣、酒井政務官 退室)

○伊藤委員長 続いて、横尾局長から総括をお願いいたします。

○横尾局長 今、大臣と政務官からございましたので、一言だけ。

全9回、中には3時間コースもありまして、大変インテンスに御議論いただきまして、ありがとうございました。

今日は、そういう意味では2時間の予定を1時間ちょっとで終わるのは、この会にしては珍しい会合だったのですが、今日もいろいろな議論がございましたけれども、私の感想を申し上げると、結構意見の乖離があったのが、それなりに収束をしたかなという気がいたします。それは、恐らくもっと変えたいという人からすればもの足りないところがあるのかもしれないですし、ちょっと行き過ぎではないかと内心思っておられる方もいるのかもしれませんが、大体このぐらいのレンジに収まっているのがということではないかと思えます。これは、知財本部の委員会でのレポートですので、この大きい方向性の下で知財計画に掲載した後、正に具体的な検討なり、具体的な実施というのは、各省において今後やっていただくということでございますので、今回、この大きい方向性について取りまとめることができたということで、そういう意味では政府全体として、ある意味での中間報告ではないかなと思っております。これをベースにして、更に突っ込んだ検討、突っ込んだ実施をやるということで、最後の「おわりに」にも書きましたけれども、引き続きみんなでフォローしていくということにさせていただきたいと思えます。

もう一つは、これは知財紛争処理と銘打ったのは、知財全般をにらんでということであるわけなのですが、まずは特許の侵害にフォーカスをしてということで、これが特許特有の問題もあれば、知財全般に共通する問題もあろうかとは思っています。そういう意味では、知財紛争処理の検討の、これもある意味、第一歩でありまして、特許の侵害にフォーカスを当てた後、これを今後どういうふうに他の知財問題に応用可能なのか、そうでないのかというのは、次なる宿題というか、そういう気はしております。

その点について、今後どうしていくかというのは、我々も考えなければいけないのです

けれども、そういう意味でも、第一歩の方向性というのはできたかなと思っております。

今の両面で、引き続き委員の先生方には、またいろいろなお知恵を拝借させていただく機会があろうかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

今回、9回にわたって、相当インテンシブに、1週間に2回あった週もあったかと思いますが、皆さん方のお時間を大変拝借をして、誠にありがとうございました。

○伊藤委員長 局長、ありがとうございました。

私からも一言だけ申し上げたいと存じます。

この委員会で取り上げました問題には、従来から長い間にわたって議論をされてきたものが多く、それぞれのお立場あるいは知見を踏まえて意見が分かれる問題が相当数あったかと思えます。それにもかかわらず、建設的な御意見の交換の結果といたしまして、幾つかのものについては、具体的に検討を進める、それ以外のものについても、期待される事項あるいは引き続き検討をすべき事項として、整理をすることができました。委員の皆様方の積極的な御意見と御議論によるものだと思います。

私個人といたしましても、この委員会の場で大変多くの勉強をさせていただきました。知財にかかる紛争の適切な解決のあり方は、我が国の今後の経済の根幹に影響するような問題かと思えますので、ただいま、局長からもお話がございましたが、今後とも委員の方々にはよろしく御検討を続けていただきたいと思います。

9回にわたりまして御参集いただきまして、心より御礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、この委員会を閉会といたします。再度皆様方に御礼申し上げます。ありがとうございました。